今和규	年6月現在	H1 地形		7九
番号	文 書 の 種 類 (物 件 名)	印紙税額(1通又は1冊につき)		主な非課税文書
	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは 航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、 商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者 権、商号及び著作権をいいます。 (例) 不動産売渡証計など 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (例) 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書 など 3 消費貸借に関する契約書 (例) 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4 運送に関する契約書 (注) 運送に関する契約書には、傭船契約書を 含み、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。 (例) 運送契約書、貨物運送引受書など	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下のもの 10万円を超え 50万円以下 " 50万円を超え 100万円以下 " 100万円を超え 500万円以下 " 1500万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 5千万円以下 " 1 年万円を超え 1億円以下 " 1億円を超え 1億円以下 " 10億円を超え 50億円以下 " 50億円を超え 50億円以下 "	200円 400円 1千円 2千円円 2万円 6万円 10万円 20万円 40万円 200円	記 五万円未満(※) の (※)の (※)の 第1号文書 (※)の 第1号文書 (※) 第1号文書 (※) 第1号文書 (※) 第1号文書 (※) 第1号文書 (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※) (※)
1	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日~令和2年3月31日 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下のもの 50万円改配之 100万円以下 " 100万円を超え 100万円以下 " 500万円を超え 500万円以下 " 1千万円を超え 1 億円以下 " 1 千万円を超え 1 億円以下 " 1 億円を超え 5 億円以下 " 1 億円を超え 5 億円以下 " 1 0億円を超え 5 10億円以下 " 1 0億円を超え 5 10億円以下 " 1 0億円を超え 5 10億円以下 " 1 0億円を超え 5 5 0億円以下 " 5 1 0億円を超え 5 5 0億円以下 " 5 1 0億円を超え 5 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	200円 500円円 1千千円円円 1万万円円 3万万円円 6万万円円 32万円円 48万円 4万5千万円円 8万万円円 8万万円円 8万万円円 8万万円円	
	請負に関する契約書 (注) 請負には、職業野球の選手、映画(演劇)の俳優(監督・演出家・プロデュラー、プロガクサー、プロンカ送ので、演技者(演出家、プロデューサー)が、その後ろの提供を約することを内容とする契約を含みます。 (例) 工事請書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、、計負金額変更契約書など	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下のもの 100万円を超え 200万円以下 " 200万円を超え 300万円以下 " 300万円を超え 500万円以下 " 500万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 1千万円以下 " 1千万円を超え 5億円以下 " 5億円を超え 5億円以下 " 5億円を超え 50億円以下 " 10億円を超え 50億円以下 " 20億円を超え 50億円以下 "	200円 400円 1千円 2千円 1万円 2万円 6万円 20万円 40万円 200円	(※) 第書でが、額のの第書でが、額のの第書でが、額のの第書でが、額のの第書でが、額のの第書でが、額のの第書でが、額のない。 と文書属は金あとと文書属は金あとと文書属は金あとと文書のがで書いるにも契満文字にも表示がでりません。
2	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から令和2年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載が軽減た契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日~令和2年3月31日記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下のもの200万円と超え 300万円以下 "300万円を超え 500万円以下 "500万円を超え 1千万円以下 "1千万円を超え 1億円以下 "5千万円を超え 1億円以下 "5億円を超え 10億円以下 "10億円を超え 50億円以下 "50億円を超え 50億円以下 "50億円を超え 50億円以下 "50億円を超え 50億円以下 "50億円を超え 1億円以下 "50億円を超え 1億円以下 "50億円と超え 1億円以下 "50億円と超え 1億円以下 "50億円と超え 1億円以下 "50億円と超え 1億円以下 "50億円と超え 50億円以下 "50億円と超え 50億円以下 "50億円と超え 50億円以下 "	200円 500円 1千千円円 1 万万円円 3 万万円円 6 万万円円 32 万万円円 48 万円円 4 8 万 万円円 1 8 万 万円円 1 8 万 万円円 1 8 万 万円円 1 8 万 万円円	
3	 約束手形、為替手形 (注) 1 手形金額の記載のない手形は非課税とるりますが、金額を補充したときは、そもの構充をした人が税義務者となります。 2 振出人の署名のない自地手形(手形で、金額の記載のないものは除きます。署名の記載のないの手形当事者の署名ものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。 	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下のもの 100万円以上 200万円以下 " 200万円を超え 200万円以下 " 300万円を超ええ 500万円以下 " 500万円を超ええ 1千万円以下 " 1千万円やを超ええ 1千万円以下 " 2千万円やを超ええ 3千万円以下 " 3千万円を超ええ 5千万円以下 " 1億円を超ええ 1億円以下 " 2億円を超え 3億円以下 " 2億円を超え 3億円以下 " 1億円を超える 10億円以下 " 10億円を超える 10億円以下 "	200円 400円 600円円 1千千千円円 4千千万万円円 6万万万円 10万万円 10万万円 20万円	1 記載された手形金額 が10万円未満のもの 2 手形金額の記載のないもの 3 手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③ 外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表 示のもの、⑤円建銀行引受手形		200円	

【10万円以下又は10万円以上 · · · · · 10万円は含まれます。 10万円を超え又は10万円未満 · · · 10万円は含まれません。

	+ + o + vr (11, 11, 11)	10万门を起入入は10万门		1000 1114 114 114 114
番号	文 書 の 種 類(物 件 名)	印紙税額(1通又は1冊につき)		主な非課税文書
4	株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券 (注) 1 出資証券には、投資証券を含みます。 2 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が 500万円以下のもの 500万円を超え1千万円以下のもの 1千万円を超え5千万円以下 " 5千万円を超え 1億円以下 " 1億円を超えるもの	200円 1千円 2千円 1万円 2万円	1 日本銀行その他特定 の法人の作成する出資 証券 譲渡が禁止されている特定の受益証券 3 一定の要件を満たし ている額面株式の株券
		(注) 株券、投資証券については、1株 当たりの払込金額に株数(口数)を打額を券面金額とします。	(1口) 掛けた金	の無効手続に伴い新た に作成する株券
	合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割 計画書		4万円	
5	(注) 1 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。		4 /3 1	
6	定 款 (注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会 社又は相互会社の設立のときに作成される 定款の原本に限ります。		4万円	株式会社又は相互会社の 定款のうち公証人法の規 定により公証人の保存す るもの以外のもの
7	継続的取引の基本となる契約書 (注) 契約期間が3か月以内で、かつ、更新の 定めのないものは除きます。 (例) 売買取引基本契約書、特約店契約書、代 理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約 定書など		4千円	
8	預金証書、貯金証書		200円	信用金庫その他特定の金融機関の作成するもので記載された預入額が1万円未満のもの
9	倉荷証券、船荷証券、複合運送証券 (注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の 効用があるものを含みます。		200円	
10	保険証券		200円	
11	信用状		200円	
1 2	信託行為に関する契約書 (注) 信託証書を含みます。		200円	
1 3	債務の保証に関する契約書 (注) 主たる債務の契約書に併記するものは除 きます。		200円	身元保証ニ関スル法律に 定める身元保証に関する 契約書
1 4	金銭又は有価証券の寄託に関する契約書		200円	
1 5	債権譲渡又は債務引受けに関する契約書	記載された契約金額が1万円以上のもの 契約金額の記載のないもの	200円	記載された契約金額が 1万円未満のもの
	配当金領収証、配当金振込通知書	記載された配当金額が3千円以上のもの	200円	記載された配当金額が
1 6				3千円未満のもの
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 (注) 1 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 (例) 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	配当金額の記載のないもの 記載された受取金額が 100万円及超え 200万円以下のもの 100万円を超え 200万円以下 " " 300万円を超え 300万円以下 " " 100万円を超え 150万円円以下 " 1 1千万円を超え 2 千万円円以下 " 1 1 億円と超え 3 千万円以以下 " 1 1 億円を超え 2 億円以以下 " 1 1 億円を超え 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	200円 200円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	次の受取書は非課税 1 が 5万円未満 (※)の記載された受取金額が 5万円未満 (※)のものの記載を開しないもの3 2 営業に関しないもの3 者など等でした。 ※ 平成26年3月31日までになった。でいな金が非課税とされた調が非課のものが非課のもいました。
	2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 (例) 借入金の受取書、保険金の受取書、損害 賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金 の受取書など	2004 ENTO 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	200円	
18	預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳	1年ごとに	200円	1 信用金庫など特定の 金融機関の作成する預 貯金通帳 2 所得税が非課税とな る普通預金通帳など 3 納税準備預金通帳
1 9	消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、 金銭の受取通帳などの通帳 (注) 18に該当する通帳を除きます。	1年ごとに	400円	
2 0	判 取 帳	1年ごとに	4千円	
		l .		l